

## 国立大学法人静岡大学教職員給与規程

02.4.1 最終改正

### 第1章 総則

(目的)

**第1条** この規程は、国立大学法人静岡大学教職員就業規則（以下「就業規則」という。）第28条第1項の規定に基づき、国立大学法人静岡大学（以下「本学」という。）に勤務する就業規則第2条に規定する教職員（以下「教職員」という。）の給与に関し、必要な事項を定める。

2 給与の支給等に関して、この規程に定めのない事項については、労働基準法（昭和22年法律第49号）その他の関係法令の定めるところによる。

(給与の種類)

**第2条** 教職員の給与は、基本給及び諸手当並びに賞与とする。

(基本給の適用範囲)

**第3条** 基本給は、職務内容その他の労働条件を考慮して決定する。

2 基本給表の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 一般職基本給表（一）（別表第1）
- (2) 一般職基本給表（二）（別表第2）
- (3) 教育職基本給表（一）（別表第3）
- (4) 教育職基本給表（二）（別表第4）
- (5) 教育職基本給表（三）（別表第5）
- (6) 医療職基本給表（一）（別表第6）
- (7) 医療職基本給表（二）（別表第7）
- (8) 特別職基本給表（別表第8）

3 前項各号の各基本給表の適用範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 第1号の適用を受ける者 事務職員及び技術職員
- (2) 第2号の適用を受ける者 技能職員及び労務職員
- (3) 第3号の適用を受ける者 教授、准教授、専任講師、助教、助手及び教務職員
- (4) 第4号の適用を受ける者 附属特別支援学校に勤務する副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭及び栄養教諭
- (5) 第5号の適用を受ける者 附属学校園（附属特別支援学校を除く。）に勤務する校長、副校長、副園長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭及び栄養教諭
- (6) 第6号の適用を受ける者 栄養士
- (7) 第7号の適用を受ける者 看護師及び保健師
- (8) 第8号の適用を受ける者 研究教育等で特に顕著な業績を有する教職員又は極めて高度な専門的知識及び資格等をもって教育研究に従事する教職員

4 第2項各号の基本給表に定める職務の級の分類の基準となるべき標準的な職務の内容及びその級別の資格基準は、別に定める。

(諸手当)

**第4条** 諸手当は、次の各号に掲げる区分による。

- (1) 扶養手当
- (2) 管理職等手当
- (3) 地域調整手当
- (4) 広域異動手当
- (5) 住居手当
- (6) 通勤手当
- (7) 単身赴任手当
- (8) 特殊勤務手当
- (9) 時間外労働手当

- (10) 深夜労働手当
- (11) 大学院調整手当
- (12) 特別支援学校教員調整手当
- (13) 特別資格調整手当
- (14) 義務教育等教員特別勤務手当
- (15) 教職調整手当

(賞与)

**第5条** 賞与は、期末手当及び勤勉手当とする。

(給与の支給日)

**第6条** 基本給、扶養手当、管理職等手当、地域調整手当、広域異動手当、住居手当、単身赴任手当、大学院調整手当、特別支援学校教員調整手当、特別資格調整手当、義務教育等教員特別手当及び教職調整手当は、月末までの全額を当月17日に、特殊勤務手当、時間外労働手当及び深夜労働手当は、月末までの分を翌月17日に支給する。ただし、支給日（この項において、毎月17日を「支給日」という。）が日曜日に当たるときは、支給日の前々日（その日が休日に当たるときは、支給日の翌日）に、支給日が土曜日に当たるときは、支給日の前日に、支給日が月曜日で、かつ、休日に当たるときは、支給日の翌日に支給する。

2 期末手当及び勤勉手当は、6月30日及び12月10日に支給する。ただし、支給日（この項において、6月30日及び12月10日を「支給日」という。）が日曜日に当たるときは、支給日の前々日に、支給日が土曜日に当たるときは、支給日の前日に支給する。

3 通勤手当は、第19条第6項に規定する支給単位期間に係る最初の月の給与の支給日に支給する。

(給与の支払)

**第7条** 教職員の給与は、その全額を現金で、直接教職員に支払うものとする。ただし、法令又は協定に基づき教職員の給与から控除すべき金額がある場合には、教職員に支払うべき給与の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

2 教職員が次の各号のいずれかに該当する場合で、かつ本人から請求があったときは、第6条の規定にかかわらず当該請求があった日までの給与を日割により速やかに支払う。

- (1) 本人又はその収入によって生計を維持する者の結婚、出産、病気、災害及び葬儀の費用に充てるとき。
- (2) 本人又はその収入によって生計を維持する者が、やむを得ない事由により1週間以上帰郷する場合
- (3) その他学長が特に必要と認めた場合

3 教職員が給与の全部又は一部につき自己の指定する預金口座又は貯金口座への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

4 前3項に規定するもののほか、給与の支払に関し必要な事項は、別に定める。

(給与の形態)

**第8条** 教職員の給与のうち基本給及び諸手当は、月給制とする。

## 第2章 基本給の決定

(初任給)

**第9条** 新たに採用する教職員の初任給は、学歴、免許・資格、職務経験及び能力、責任の度合等を考慮して、別に定める。

(昇格)

**第10条** 勤務成績が良好な教職員で別に定める昇格基準に達した者は、その者の資格に応じて、上位の級に昇格させることができる。

2 教職員を昇格させる場合、その者の基本給月額及びこれを受けることとなる期間については、別に定める。

(昇給)

**第11条** 教職員(特別職基本給表の適用を受ける教職員を除く。)の昇給は、毎年1月1日に、次の各号に掲げる教職員の区分に応じて行われた当該各号に定める人事評価又は勤務

評定の結果及び同日前1年間の勤務状況等（以下この条において「人事評価等の結果等」という。）に基づく勤務成績に応じて行うものとする。ただし、財政状況等によっては、これを行わないことがある。

- (1) 教員（国立大学法人静岡大学教職員人事評価実施規程（以下「評価規程」という。）第3条第1号に規定する教員をいう。第30条第1項において同じ。）昇給日の属する年度の前年度に係る評価規程第5条の4の規定に基づく人事評価
- (2) 領域の長（評価規程第3条第2号に規定する領域の長をいう。第30条第1項において同じ。）昇給日の属する年度の前年度に係る評価規程第11条の4の規定に基づく人事評価
- (3) 部局等の長（評価規程第3条第3号に規定する部局等の長をいう。第30条第1項において同じ。）昇給日の属する年度の前年度に係る評価規程第11条の4の規定に基づく人事評価
- (4) 副学長（評価規程第3条第4号に規定する副学長をいう。第30条第1項において同じ。）昇給日の属する年度の前年度に係る評価規程第11条の4の規定に基づく人事評価
- (5) 職員（評価規程第3条第5号に規定する職員をいう。第30条第1項において同じ。）昇給日の属する年度の前年度10月から当該年度9月までの期間に係る評価規程第17条第1項に規定する能力評価シートに基づく人事評価並びに昇給日の属する年度の前年度10月から3月までの期間及び昇給日の属する年度の4月から9月までの期間に係る同条第2項に規定する業績評価シートに基づく人事評価
- (6) 附属学校園の教員 国立大学法人静岡大学教育学部附属学校園の教員に係る勤務評定実施規程に基づく勤務評定

2 前項に規定する人事評価又は勤務評定の対象とならなかった教職員に係る昇給については、昇給日前1年間に於ける勤務状況等に基づく勤務成績に応じて行うものとする。

3 前2項の規定により教職員（次項に掲げる教職員を除く。以下この項において同じ。）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、人事評価等の結果等が良好であった教職員の昇給の号給数を4号給（一般職基本給表（一）7級以上及び教育職基本給表（一）5級以上の教職員（以下「特定教職員」という。）にあつては、3号給）とすることを標準として次条に定める基準に従い決定するものとする。

4 55歳（一般職基本給表（二）の適用を受ける職員にあつては、57歳）を超える教職員の第1項又は第2項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が極めて良好である場合、又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて次条に定める基準に従い決定するものとする。

5 教職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。（昇給区分及び昇給の号給数）

**第12条** 教職員を前条第1項又は第2項の規定による昇給をさせる場合の号給数は、次項の規定により決定される昇給の区分（以下「昇給区分」という。）に応じて別表第9に定める号給数とする。

2 教職員の昇給区分は、人事評価等の結果等に基づき、当該教職員が次の各号に掲げる教職員のいずれかに該当するかに応じ、当該各号に定める昇給区分に決定する。

- (1) 勤務成績が極めて良好である教職員 A
- (2) 勤務成績が特に良好である教職員 B
- (3) 勤務成績が良好である教職員 C
- (4) 勤務成績がやや良好でない教職員 D
- (5) 勤務成績が良好でない教職員 E

3 前年の昇給日後に新たに教職員となった教職員の昇給の号給数は、第1項の規定にかかわらず、同項の規定する号給数に相当する数に、その者の新たに教職員となった日から昇給日の前日までの期間の月数（1月未満の端数があるときは、これを1月とする。）を12月で除した数を乗じて得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号給数とする。

4 前年の昇給日後に昇格した職員の昇給の号給数は、第1項の規定にかかわらず、別表第9のC欄に定める号給数以下の号給数とする。

5 第1項、第3項及び第4項の規定による号給数が0となる教職員は、昇給しない。

6 前条及び前5項に規定するもののほか、教職員の昇給に関し必要な事項は、別に定める。  
(降給)

**第13条** 就業規則第26条各号のいずれかに該当する教職員については、その者が従事する職務に応じた下位の級又は号給にこれを降給させることがある。

2 教職員を降給させる場合、その者の基本給月額及びこれを受けることとなる期間については、別に定める。

**第14条** 削除

### 第3章 手当

(扶養手当)

**第15条** 扶養手当は、扶養親族のある教職員に対して支給する。ただし、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、一般職基本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が9級以上であるものに対しては支給しない。

2 前項の扶養親族は、次の各号に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその教職員の扶養を受けている者をいう。

(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）

(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

(4) 満60歳以上の父母及び祖父母

(5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(6) 重度心身障害者

3 扶養手当の月額は、扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円（一般職基本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び教育職基本給表（一）の適用を受ける教員でその職務の級が5級以上であるものにあつては、3,500円）、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円とする。

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

5 前4項に規定するもののほか、扶養手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。  
(管理職等手当)

**第16条** 管理職等手当は、別に定める管理又は監督等の地位にある職員について、その特殊性に基づき支給する。

2 管理職等手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(地域調整手当)

**第17条** 地域調整手当は、別に定める支給地域に在勤する教職員に支給する。

2 地域調整手当の月額は、基本給、大学院調整手当、特別支援学校教員調整手当、扶養手当及び管理職等手当の月額の合計額に、別に定める支給地域に掲げる区分に応じて、同表の支給割合欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。

3 前2項に規定するもののほか、地域調整手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。  
(広域異動手当)

**第17条の2** 教職員が事業場を異にして異動した場合において、異動の直前に在勤していた事業場の所在地と異動の直後に在勤する事業場の所在地との間の距離（以下「事業場間の距離」という。）及び異動の直前の住居と異動の直後に在勤する事業場の所在地との間の距離がいずれも60キロメートル以上であるときは、当該教職員には、当該異動の日から3年を経過する日までの間、基本給、大学院調整手当、特別支援学校教員調整手当、扶

養手当及び管理職等手当の月額合計額に当該異動に係る事業場間の距離の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の広域異動手当を支給する。

- (1) 300キロメートル以上 100分の10  
 (2) 60キロメートル以上300キロメートル未満 100分の5

2 前項の広域異動手当の支給割合は、同項の規定による広域異動手当の支給割合から地域調整手当の支給割合を減じた割合とする。この場合において、同項の規定による広域異動手当の支給割合が当該地域調整手当の支給割合以下であるときは、広域異動手当は、支給しない。

3 前2項に規定するもののほか、広域異動手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。  
 (住居手当)

**第18条** 住居手当は、自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている教職員（本学及び国等から貸与された宿舎に居住し、使用料を支払っている教職員その他別に定める教職員を除く。）に支給する。

2 住居手当の月額は、次に掲げる教職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額とする。

- イ 月額27,000円以下の家賃を支払っている教職員  
 家賃の月額から16,000円を控除した額  
 ロ 月額27,000円を超える家賃を支払っている教職員  
 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円）を11,000円に加算した額

3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。  
 (通勤手当)

**第19条** 通勤手当は、次に掲げる教職員に支給する。ただし、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満である教職員を除く。

- (1) 通勤のため別に定める交通機関（以下「交通機関」という。）を利用してその運賃（以下「運賃」という。）を負担することを常例とする教職員  
 (2) 通勤のため自動車、自動二輪車、原動機付自転車及び自転車（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする教職員  
 (3) 通勤のため交通機関を利用してその運賃を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする教職員

2 徒歩により通勤することが困難である教職員については、前項各号により通勤手当を支給することができる。

3 通勤手当は、次の各号に掲げる教職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額を支給する。

- (1) 第1項第1号に掲げる教職員にあっては、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃の額（以下「運賃等相当額」という。）とする。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除した額（以下「1か月当たりの運賃等相当額」という。）が、55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1か月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）とする。

- (2) 第1項第2号に掲げる教職員にあっては、次に掲げる教職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額とする。

- イ 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である教職員 2,000円  
 ロ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である教職員 4,200円  
 ハ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である教職員 7,100円  
 ニ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である教職員 10,000円  
 ホ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である教職員 12,900円

ヘ	使用距離が片道 25 キロメートル以上 30 キロメートル未満である教職員	15,800 円
ト	使用距離が片道 30 キロメートル以上 35 キロメートル未満である教職員	18,700 円
チ	使用距離が片道 35 キロメートル以上 40 キロメートル未満である教職員	21,600 円
リ	使用距離が片道 40 キロメートル以上 45 キロメートル未満である教職員	24,400 円
ヌ	使用距離が片道 45 キロメートル以上 50 キロメートル未満である教職員	26,200 円
ル	使用距離が片道 50 キロメートル以上 55 キロメートル未満である教職員	28,000 円
ヲ	使用距離が片道 55 キロメートル以上 60 キロメートル未満である教職員	29,800 円
ワ	使用距離が片道 60 キロメートル以上である教職員	31,600 円

- (3) 第1項第3号に掲げる教職員にあっては、別に定める区分に応じ、運賃相当額及び前号に掲げる額の合計額（1か月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）とする。
- 4 転勤等により通勤の事情に変更を生じることとなった教職員で、通勤のため新幹線、特別急行列車又は有料道路を利用する場合、その利用が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるときは、前項の規定にかかわらず、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。）に相当する額（その額を支給単位期間の月数で除して得た額が20,000円を超えるときは、20,000円）及び前項の規定による額の合計額とする。
- 5 前項の規定の適用を受ける教職員のうち、静岡県内における転勤等で、かつ通勤のため新幹線を利用する教職員については、前項の規定中「別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。）に相当する額（その額を支給単位期間の月数で除して得た額が20,000円を超えるときは、20,000円）及び前項の規定による額の合計額とする。」とあるのは、「別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。）に相当する額及び前項の規定による額の合計額とする。」と読み替えるものとする。
- 6 通勤手当を支給される教職員につき、離職その他別に定める事由が生じた場合には、当該教職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して別に定める額を返納させるものとする。
- 7 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6か月を超えない範囲内で1か月を単位として別に定める期間をいう。
- 8 前7項までに規定するもののほか、通勤手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。（単身赴任手当）
- 第20条** 業務命令による事業場を異にする異動に伴い、住居を移転し、やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった教職員で、当該異動の直前の住居から当該異動の直後に在勤する事業場に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で赴任する教職員には、単身赴任手当を支給する。
- 2 出向協定等に基づき採用された教職員が、住居を移転し、やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった教職員で、当該異動の直前の住居から当該異動の直後に在勤する事業場に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で赴任する教職員には、単身赴任手当を支給する。
- 3 前2項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。（特殊勤務手当）
- 第21条** 特殊な勤務に従事する教職員に、特殊勤務手当を支給する。
- 2 特殊勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(時間外労働手当)

**第22条** 国立大学法人静岡大学教職員労働時間等に関する規程に定める所定の労働時間を超えて勤務することを命じられた教職員には、所定の労働時間を超えて勤務した時間(以下「時間外労働」という。)に対して、勤務1時間につき、第35条に定める勤務1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる率を乗じた額を時間外労働手当として支給する。

- (1) 法定休日における時間外労働 100分の135
- (2) 前号以外の時間外労働 100分の125
- (3) 前号の時間外労働の時間が、1か月に60時間を超えた場合は、その60時間を超えた時間に対しては、100分の150(国立大学法人静岡大学教職員休暇等規程第4条の3の規定により、代替休暇が指定され、当該代替休暇を取得したときは、60時間を超えた時間外労働のうち、当該代替休暇時間の指定に代えられた時間外労働の時間については、100分の125)

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する教職員には適用しない。

- (1) 別に定める管理職
- (2) 前号以外の者で、支給されている管理職等手当が実際に支払うべき割増賃金額を上回っている教職員
- (3) 支給されている教職調整手当が、実際に支払うべき割増賃金額を上回っている本学附属学校園に勤務する教諭、養護教諭及び栄養教諭

3 支払うべき時間外労働手当が、管理職等手当及び教職調整手当を上回るときは、その差額を支給する。

4 前3項に規定するもののほか、時間外労働手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(深夜労働手当)

**第23条** 午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命じられた教職員には、第35条に定める時間単価に次に定める率を乗じて得た深夜労働手当を支給する。 100分の25

2 時間外労働が深夜労働に及んだ場合は、併給する。

(大学院調整手当)

**第24条** 大学院調整手当は、本学大学院研究科(自然科学系教育部を含む。)の担当を命じられ、授業又は主任指導等を担当する教員に支給する。

2 大学院調整手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(特別支援学校教員調整手当)

**第25条** 本学附属特別支援学校に勤務する教員には、特別支援学校教員調整手当を支給する。

2 特別支援学校教員調整手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(特別資格調整手当)

**第26条** 特別資格調整手当は、教育職基本給表(一)の適用を受ける教員で、医師法に規定する医師免許証を有する者には、採用の日から35年の期間、採用の日(採用後別に定める期間を経過した日)から1年を経過するごとにその額を減じて支給する。

2 特別資格調整手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(義務教育等教員特別手当)

**第27条** 本学附属学校園に勤務する教員には、義務教育等教員特別手当を支給する。

2 前項において、「教員」とは、教頭、教諭、養護教諭及び栄養教諭をいう。

3 前2項に規定するもののほか、義務教育等教員特別手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(教職調整手当)

**第28条** 本学附属学校園に勤務する教員の職務と勤務態様の特殊性に基づき、教諭、養護教諭及び栄養教諭に対し教職調整手当を支給する。

2 教職調整手当は、教育職基本給表(二)及び教育職基本給表(三)の適用を受ける者のうちその属する職務の級がその基本給表の2級である者には、その者の基本給月額額の100分の4に相当する額を支給する。

- 3 教職調整手当は、給与が第36条の規定により減額される場合においても減額されないものとする。
- 4 前3項に規定するもののほか、教職調整手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

#### 第4章 賞与

(期末手当)

**第29条** 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する教職員及びこれらの基準日前1か月以内に退職し、若しくは就業規則第33条の規定により解雇され、又は死亡した教職員に対して、それぞれ第6条第2項で定める日に支給する。ただし、別に定める教職員は除く。

- 2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した教職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在）において教職員が受けるべき基本給、大学院調整手当、特別支援学校教員調整手当（以下「基本給の月額」という。）及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域調整手当及び広域異動手当の月額の合計額を基礎として、役員会が定める。
- 3 前項に規定する基礎となる基本給の月額等の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 基本給の半減が減ぜられた場合の算定の基礎となる基本給の月額は、第34条の規定による半減後の額による。
- (2) 休職者の場合には、第31条に規定する支給率を乗じない基本給月額による。
- (3) 前基準日の翌日から当該基準日の間において、国立大学法人静岡大学教職員休暇等規程によらない欠勤、国立大学法人静岡大学教職員育児休業等規程第25条及び国立大学法人静岡大学教職員介護休業等規程第15条に規定する部分休業（以下「部分休業」という。）又は懲戒処分により給与が減額されている場合には、減額前の基本給月額による。
- (4) 前項の「これらに対する地域調整手当及び広域異動手当の月額」とは、地域調整手当又は広域異動手当が支給される教職員にあっては基本給及び扶養手当の月額の合計額に地域調整手当及び広域異動手当の支給割合を乗じて得た額をいう。ただし、1円未満の端数を切り捨てた額とする。

4 教職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当は支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に、就業規則第39条の規定により懲戒解雇された場合
- (2) 基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職し、又は解雇された教職員（前号に掲げる者を除く。）で、退職し又は解雇された日から当該支給日の前日までの間に禁固以上の刑に処せられた場合

5 前4項の規定に関するもののほか、期末手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。  
(勤勉手当)

**第30条** 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する教職員（別に定める教職員を除く。以下この条において同じ。）及びこれらの基準日前1か月以内に退職し、若しくは就業規則第33条の規定により解雇され、又は死亡した教職員に対して、その者に係る次の各号に掲げる教職員の区分に応じて行われた当該各号に定める人事評価又は勤務評定の結果及び基準日以前6か月以内の期間における勤務状況等（以下この条において「人事評価等の結果等」という。）に基づく勤務成績に応じて、それぞれ第6条第2項に定める日に支給する。ただし、当該人事評価又は勤務評定の対象とならなかった教職員に係る勤勉手当については、基準日以前6か月以内の期間における勤務状況等に基づく勤務成績に応じて支給するものとする。

- (1) 教員 基準日の属する年度の前年度に係る評価規程第5条の4の規定に基づく人事評価
- (2) 領域の長 基準日の属する年度の前年度に係る評価規程第11条の4の規定に基づく人事評価



- (3) 部局等の長 基準日の属する年度の前年度に係る評価規程第11条の4の規定に基づく人事評価
- (4) 副学長 基準日の属する年度の前年度に係る評価規程第11条の4の規定に基づく人事評価
- (5) 職員 6月1日を基準日とする勤勉手当にあっては同日の属する年度の前年度10月から3月までの期間に係る評価規程第17条第2項第2号に規定する業績評価シートに基づく人事評価とし、12月1日を基準日とする勤勉手当にあっては同日の属する年度の4月から9月までの期間に係る同項第1号に規定する業績評価シートに基づく人事評価とする。
- (6) 附属学校園の教員 国立大学法人静岡大学教育学部附属学校園の教員に係る勤務評定実施規程に基づく勤務評定
- 2 勤勉手当の額は、第1項の教職員が、それぞれの基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した教職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在）において受けるべき基本給の月額並びにこれに対する地域調整手当及び広域異動手当の月額の合計額を加算した額を基礎として、役員会が別に定める基準に従って定められた割合を乗じて得た額とする。
- 3 前項に規定する基礎となる基本給の月額等の取扱いは次のとおりとする。
- (1) 前条第3項第1号、第3号及び第4号の規定は、勤勉手当の支給に準用する。
- (2) 前項の「基本給の月額並びにこれに対する地域調整手当及び広域異動手当の月額」とは、地域調整手当又は広域異動手当が支給される教職員にあっては基本給の月額に地域調整手当及び広域異動手当の支給割合を乗じて得た額をいう。ただし、1円未満の端数を切り捨てた額とする。
- 4 前条第4項の規定は、勤勉手当の支給に準用する。
- 5 前4項の規定に関するもののほか、勤勉手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

## 第5章 休職、休業及び病気休暇期間中の給与

(休職者の給与)

- 第31条** 教職員が業務上の傷病又は通勤による傷病により就業規則第23条第1項第1号の規定により、長期休養を要する場合に該当して休職を命じられた場合には、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。ただし、労働者災害補償法（昭和22年法律第50号）の定めるところに従い、休業補償給付若しくは傷病補償年金又は休業給付若しくは傷病年金がある場合には、給与の額からその補償の額を控除した残額を支給する。
- 2 教職員が前項の傷病以外の傷病により就業規則第23条第1項第1号の規定による休職の場合には、その休職期間が1年（結核性疾病にあっては2年、附属学校園教員の結核性疾病で特に必要があると認めるときは、3年までの期間）に達するまでは、基本給、扶養手当、地域調整手当、広域異動手当、住居手当、特別資格調整手当及び期末手当の100分の80を支給し、その他の手当については支給しない。
- 3 教職員が就業規則第23条第1項第2号の規定による休職を命ぜられた場合には、その休職期間中、基本給、扶養手当、地域調整手当、広域異動手当、住居手当及び特別資格調整手当のそれぞれ100分の60以内を支給し、その他の手当については支給しない。
- 4 就業規則第23条第1項第3号、第5号又は第6号の規定による休職の場合には、その休職期間中、基本給、扶養手当、地域調整手当、広域異動手当、住居手当、特別資格手当及び期末手当のそれぞれ100分の70以内を支給し、その他の手当については支給しない。ただし、就業規則第23条第1項第3号の規定に該当して休職にされた場合で、当該休職に係る生死不明又は所在不明の原因である災害によるものが業務上の災害によると認められるときは、100分の100以内を支給することができる。
- 5 就業規則第23条第1項第4号、第7号及び第8号の規定による休職期間については、給与を支給しない。
- 6 第2項から第4項までの規定による基本給、地域調整手当及び広域異動手当の月額に1円未満の端数があるときは、それぞれの端数を切り捨てた額をもって当該給与の月額とする。

7 第2項又は第4項に規定する教職員が、当該各項に規定する期間内で基準日前1か月以内に退職し、又は死亡したときは、同項の規定により定める日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。

(育児休業等の給与)

**第32条** 国立大学法人静岡大学教職員育児休業等規程により育児休業等をする教職員の給与については、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 育児休業期間については、給与を支給しない。
- (2) 育児休業期間中の教職員のうち、次に掲げるものに該当する教職員については前項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当及び勤勉手当を支給することができる。
  - イ 第29条第1項に規定するそれぞれの基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間（別に定めるこれに相当する期間を含む。）がある教職員
  - ロ 第30条1項に規定するそれぞれの基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間がある教職員
- (3) 育児休業を終了した教職員が職務に復帰した場合におけるその者の号給については、他の教職員との均衡上必要と認められる範囲内において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
- (4) 育児短時間勤務の承認を受けて勤務する教職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）の基本給月額、その者の受ける号給に応じた額に、国立大学法人静岡大学教職員育児休業等規程第12条の規定により承認された1週間当たりの勤務時間を国立大学法人静岡大学教職員労働時間等に関する規程第3条に規定する1週間当たりの所定労働時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする。
- (5) 育児短時間勤務職員の第16条、第24条、第25条、第26条及び第27条に規定する手当の額は、その者が育児短時間勤務をしなかったと仮定した場合に受けることとなる手当の額に、算出率を乗じて得た額とする。
- (6) 育児短時間勤務職員においては、第29条及び第30条に規定する「基本給の月額」は、「基本給の月額を算出率で除して得た額」と読み替える。
- (7) 育児短時間勤務職員においては、第22条第1項の規定は、「国立大学法人静岡大学教職員労働時間等に関する規程に定める所定の労働時間を超えて勤務することを命じられた教職員には、第35条に定める時間単価に次の各号に掲げる率を乗じて得た時間外労働手当を支給する。ただし、育児短時間勤務職員が、第2号に掲げる勤務時間を超えてしたものうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が8時間に達するまでの間の勤務にあっては、同条に規定する勤務1時間あたりの給与額に、100分の100を乗じて得た額とする。」と読み替える。
- (8) 教職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、第36条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、第35条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。
- (9) 前8号に規定するもののほか、育児休業等の給与に関し必要な事項は、別に定める。

(介護休業等の給与)

**第33条** 国立大学法人静岡大学教職員介護休業等に関する規程により介護休業をする教職員の給与については、第36条の規定にかかわらず、その期間の勤務しない1時間について第35条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

2 教職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、第36条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、第35条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

3 前2項に規定するもののほか、介護休業の給与に関し必要な事項は、別に定める。

(自己啓発等休業の給与)

**第33条の2** 国立大学法人静岡大学教職員自己啓発等休業規程により自己啓発等休業をする教職員の給与については、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 自己啓発等休業の期間については、給与を支給しない。
- (2) 自己啓発等休業をした教職員が職務に復帰した場合におけるその者の号給について

は、他の教職員との均衡上必要と認められる範囲内において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

- (3) 前2号に規定するもののほか、自己啓発等休業の給与に関し必要な事項については、別に定める。

(基本給の半減)

**第34条** 教職員が、国立大学法人静岡大学教職員休暇等規程第8条の規定に基づき承認された病気休暇の開始の日から起算して90日を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇の期間（一回の勤務に割り振られた勤務時間のすべてを病気休暇等により勤務しなかつた日に限る。）につき、基本給並びに大学院調整手当及び特別支援学校教員調整手当の半額を減ずる。ただし、同条第1項各号に掲げる場合を除く。

(長期欠勤の給与)

**第34条の2** 教職員が月の初日から末日まで全日数にわたって欠勤した場合は、基本給及び諸手当を支給しない。

## 第6章 給与の計算

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

**第35条** 第22条及び第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、基本給月額、大学院調整手当及び特別支援学校教員調整手当並びにこれらに対する地域調整手当及び広域異動手当の合計額を1か月の平均所定労働時間数で除して得た額とする。

(給与の減額)

**第36条** 教職員が所定労働時間の一部又は全部を勤務しないときは、その勤務しないことにつき、特に承認があった場合を除き、前条に規定する勤務1時間あたりの給与額（円未満四捨五入）にその勤務しない時間数を乗じて得た額を減額して支給する。

- 2 前項の規定により減額すべき給与額は、その給与期間の分の基本給に対する額、地域調整手当に対応する額及び広域異動手当に対応する額を、次の各号に掲げるところにより計算し、それぞれその次の給与期間以降の基本給、地域調整手当及び広域異動手当から差し引く。ただし、退職、休職等の場合において減額すべき給与額が、基本給、地域調整手当及び広域異動手当から差し引くことができないときは、その他の未支給の給与から差し引く。

- (1) 基本給に対応する額の減額

基本給の月額 ÷ 1か月の平均所定労働時間数（円未満四捨五入） × 勤務しない時間数。

ただし、給与期間において勤務すべき全時間数を勤務しないときは、第34条の2の規定により基本給を全額支給しない。

- (2) 地域調整手当に対応する額の減額

(基本給の月額 + 基本給の月額に対する地域調整手当) ÷ 1か月の平均所定労働時間数（円未満四捨五入） × 勤務しない時間数 - 基本給の月額 ÷ 1か月の平均所定労働時間数（円未満四捨五入） × 勤務しない時間数。ただし、給与期間において勤務すべき全時間数を勤務しないときは、第34条の2の規定により地域調整手当を全学支給しない。

- (3) 広域異動手当に対応する額の減額

(基本給の月額 + 基本給の月額に対する広域異動手当) ÷ 1か月の平均所定労働時間数（円未満四捨五入） × 勤務しない時間数 - 基本給の月額 ÷ 1か月の平均所定労働時間数（円未満四捨五入） × 勤務しない時間数。ただし、給与期間において勤務すべき全時間数を勤務しないときは、第34条の2の規定により広域異動手当を全額支給しない。

- 3 第1項の規定により減額の対象となる時間数は、その給与期間における勤務しなかつた時間数の合計である。なお、合計時間数に1時間未満の端数が生じたときは、30分以上の端数は1時間に切り上げ、30分未満の端数は切り捨てる。

(日割計算)

**第37条** 新たに教職員となった者には、その日から給与を支給し、昇格等により、基本給月額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給与を支給する。

- 2 教職員が退職し、又は解雇された場合には、その日までの給与を支給する。

- 3 教職員が死亡により退職した場合には、その月までの給与を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により、給与を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その給与額は、その月の現日数から勤務を要しない日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

5 前4項の規定は、第16条に規定する管理職等手当、第17条に規定する地域調整手当及び第17条の2に規定する広域異動手当の支給について準用する。

(端数計算)

**第38条** 第22条及び第23条の規定により勤務1時間につき支給する時間外労働手当及び深夜労働手当並びに第32条、第33条及び第34条に規定する勤務時間1時間当たりの給与額を算定する場合において、その額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(端数の処理)

**第39条** この規程により計算した確定金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(特別職基本給表を適用する教職員の取扱い)

**第40条** この規程において、特別職基本給表を適用する教職員にあつては、第11条、第12条、第15条から第18条及び第20条から第28条までの規定は、適用しない。

2 特別職基本給表を適用する教職員の期末手当及び勤勉手当の取扱いは、学長が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

**第1条** この規程は、平成16年4月1日から施行する。

(基本給表の適用に関する経過措置)

**第2条** 第1条に規定する教職員のうち、施行日の前日において、一般職の教職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)(以下「給与法」という。)第6条第1項に規定する俸給表の適用を受けていた教職員(以下「承継教職員」という。)の施行日における第3条第2項に規定する基本給表は、行政職俸給表については一般職基本給表とし、教育職俸給表については教育職基本給表とし、医療職俸給表(二)については医療職基本給表(一)とし、医療職俸給表(三)については医療職基本給表(二)とし、別に辞令を発せられない限り、それぞれ適用する。

2 承継教職員のうち、施行日の前日において給与法第6条第1項に規定する指定職俸給表の適用を受けていた教職員で、施行日において引き続き部局長の職にある者にあつては、その職を終了するまでの間は、特別職基本給表を適用するものとする。

(基本給月額)

**第3条** 前条の適用を受ける教職員の施行日における基本給月額については、別に辞令を発せられない限り、当該教職員が施行日の前日に受けていた級号俸と同一とする。ただし、昇格又は昇給させることとなる教職員については、施行日の前日に受けていた号俸を受けるに至った時を基礎とし基本給月額を決定する。

(諸手当に関する経過措置)

**第4条** 承継教職員にかかる諸手当については、施行日の前日に認定されていた届出については、施行日以降も引き続き適用を受けることとして、取り扱うこととする。

(昇給停止に関する経過措置)

**第5条** 承継教職員のうち、施行日の前日において一般職の教職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成10年法律120号)附則第11項から第13項までの適用を受けている教職員の昇給については、この規程第11条第3号の規定にかかわらず、昇給停止年齢に達した日後も、別に定めるところにより、昇給させることができる。

(休職者の給与)

**第6条** 承継教職員のうち、施行日の前日において給与法第23条に規定する休職者の給与の適用を受けていた教職員の施行日における第31条に規定する休職者の給与は、従前のとおりとする。

**附 則**

(施行期日)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

**附 則**

(施行期日)

この規程は、平成18年3月1日から施行する。

**附 則**

- この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 平成18年4月1日（以下「施行日」という。）から平成22年3月31日までの間、第11条第2項及び第3項中「4号給」を「3号給」と、「3号給」を「2号給」と、「2号給」を「1号給」とそれぞれ読み替える。
- 施行日の前日において国立大学法人静岡大学教職員給与規程の適用を受けていた職員の施行日における基本給月額を、別に定める。

**附 則**

- この規程は、平成18年6月30日から施行する。
- 一般教職員の基準号給数は、勤務成績の証明に基づき、当該一般教職員が次の各号に掲げる一般教職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める号給数とする。
  - 勤務成績が特に良好である一般教職員 8号給
  - 勤務成績が良好である一般教職員 4号給
  - 勤務成績が良好であると認められない一般教職員 3号給以下
- 別表第9及び前項の規定にかかわらず、平成19年1月1日における第12条の昇給号給数については、特定教職員は表ア、一般教職員は表イに定める号給数とする。

表ア 特定教職員の平成19年1月1日における昇給号給数

昇給区分	A	B	C	D	E
55歳未満	5号給	3号給	1号給	0	0
55歳以上	2号給	1号給	0	0	0

備考

平成18年4月2日以後に採用された教職員の号給数は、別に定める。

表イ 一般教職員の平成19年1月1日における昇給号給数

昇給区分	特に良好	良 好	良好であると認められない
55歳未満	5号給	2号給	1号給又は0（注）
55歳以上	2号給	0	0

備考

- 一般職基本給表（二）の適用者は、「55歳未満」を「57歳未満」に、「55歳以上」を「57歳以上」とする。
- 平成18年4月2日以後に採用された教職員の号給数は、別に定める。
- （注）は、学長が昇給させることが適当でないとする。

**附 則**

- この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- 平成19年1月2日から平成22年1月1日までの間における第12条第2項の号給数については、別表第9にかかわらず、次の表に定める号給数とする。

昇給区分	A	B	C	D	E
55歳未満	7号給	5号給	3号給 (特定教職員は 2号給)	1号給	0
55歳以上	3号給	2号給	1号給	0	0

備考

一般職基本給表（二）の適用者は、「55歳未満」を「57歳未満」に、「55歳以上」を「57歳以上」とする。

3 平成20年3月31日までの間においては、第17条の2第1項第1号中「100分の6」とあるのは「100分の4」と、同項第2号中「100分の3」とあるのは「100分の2」とする。

4 第17条の2の規定は、平成16年4月2日からこの規程の施行の日の前日までの間に教職員がその在勤する事業場を異にして異動した場合についても適用する。この場合において、同条第1項中「当該異動の日から」とあるのは、「平成19年4月1日から当該異動の日以後」とする。

#### 附 則

この規程は、平成19年10月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成20年3月1日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

#### 附 則

1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

2 育児短時間勤務職員となった者については、静岡大学教職員給与規程を適用する教職員の基本給月額額の切替細則第5条第1項には該当しないものとし、同条第2項を適用する。

#### 附 則

この規程は、平成21年12月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成22年10月1日から施行する。

#### 附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成22年12月1日から施行する。ただし、次項から附則第5項までの規定は、平成23年1月1日から施行する。

（55歳を超える教職員に対する基本給等の減額支給）

2 平成30年3月31日までの間、教職員（次の表の基本給表欄に掲げる基本給表の適用を受ける教職員のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であって、その号給がその職務の級における最低の号給でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が、55歳以上に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

- (1) 基本給月額 当該特定職員の基本給月額（当該特定職員が第34条の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同条の規定により半額を減ぜられた基本給月額。以下同じ。）に100分の1.5を乗じて得た額（当該特定職員の基本給月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の基本給月額（第34条の規定の適用を受ける者である場合にあっては、当該最低の号給の基本給月額からその半額を減じた額）に達しない場合（以下「最低号給に達しない場合」という。）にあっては、当該特定職員の基本給月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の基本給月額を減じた額（以下「基本給月額減額基礎額」という。））
- (2) 地域調整手当 当該特定職員の基本給月額に対する地域調整手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、基本給月額減額基礎額に対する地域調整手当の月額）
- (3) 広域異動手当 当該特定職員の基本給月額に対する広域異動手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、基本給月額減額基礎額に対する広域異動手当の月額）

- (4) 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき基本給月額並びに基本給月額に対する地域調整手当及び広域異動手当の月額の合計額に、当該合計額に期末手当及び勤勉手当支給細則第2条第4項の規定による役職段階別加算割合を乗じて得た額を加算した額（同項に規定する特定幹部職員にあっては、その額に、基本給月額に同項に規定する管理職加算の加算割合を乗じて得た額を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る期別支給割合及び在職期間別割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき基本給月額減額基礎額並びに基本給月額減額基礎額に対する地域調整手当及び広域異動手当の月額の合計額に、当該合計額に同細則第2条第4項の規定による役職段階別加算割合を乗じて得た額を加算した額（同項に規定する特定幹部職員にあっては、その額に、基本給月額減額基礎額に同項に規定する管理職加算の加算割合を乗じて得た額を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る期別支給割合及び在職期間別割合を乗じて得た額）
- (5) 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき基本給月額並びに基本給月額に対する地域調整手当及び広域異動手当の月額の合計額に、当該合計額に期末手当及び勤勉手当支給細則第2条第4項の規定による役職段階別加算割合を乗じて得た額を加算した額（同項に規定する特定幹部職員にあっては、その額に、基本給月額に同項に規定する管理職加算の加算割合を乗じて得た額を加算した額）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る期間率（期末手当及び勤勉手当支給細則第3条第3項に規定する基準日前6か月以内の期間における勤務期間の区分に応じて定める割合をいう。以下同じ。）及び成績率（同項に規定する役員会が別に定める割合をいう。以下同じ。）を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき基本給月額減額基礎額並びに基本給月額減額基礎額に対する地域調整手当及び広域異動手当の月額の合計額に、当該合計額に同細則第2条第4項の規定による役職段階別加算割合を乗じて得た額を加算した額（同項に規定する特定幹部職員にあっては、その額に、基本給月額減額基礎額に同項に規定する管理職加算の加算割合を乗じて得た額を加算した額）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る期間率及び成績率を乗じて得た額）
- (6) 第31条第1項から第4項まで又は第7項の規定により支給される給与 当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- イ 第31条第1項 前各号に定める額
  - ロ 第31条第2項 第1号から第4号までに定める額に100分の80を乗じて得た額
  - ハ 第31条第3項 第1号から第3号までに定める額に同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
  - ニ 第31条第4項 第1号から第4号までに定める額に同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
  - ホ 第31条第7項 第4号に定める額に100分の80を乗じて得た額（同条第4項の規定により給与の支給を受ける職員にあっては、同号に定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額）

基本給表	職務の級
一般職基本給表（一）	6級
教育職基本給表（一）	5級
教育職基本給表（二）	4級
教育職基本給表（三）	4級
医療職基本給表（一）	6級
医療職基本給表（二）	6級

- 3 前項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日に特定職員となった場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項については、

人事院規則で定める取扱いを準用する。

- 4 第2項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての、第22条、第23条、第32条第1項第8号、第33条第1項及び第2項並びに第36条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、第35条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、基本給月額並びにこれに対する地域調整手当及び広域異動手当の月額合計額を1か月の平均所定労働時間数で除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、基本給月額減額基礎額並びにこれに対する地域調整手当及び広域異動手当の月額合計額を1か月の平均所定労働時間数で除して得た額）に相当する額を減じた額とする。

（平成23年4月1日における号給の調整）

- 5 平成23年4月1日（以下「調整日」という。）において、一般職基本給表、教育職基本給表又は医療職基本給表の適用を受ける43歳に満たない教職員（同日においてその職務の級における最高の号給を受けるものを除く。）のうち、平成22年1月1日（以下「調整対象昇給日」という。）において、第11条の規定により昇給した教職員その他当該教職員との均衡上必要と認められるものとして学長が別に定める教職員の調整日における号給は、この項に規定する調整がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。

（調整対象昇給日に昇給した教職員のうち調整の対象から除かれる教職員）

- 6 前項の規定にかかわらず、次に掲げる教職員については、同項の規定は適用しない。
- (1) 調整対象昇給日における昇給後の号給数が、職務の級の最高の号給であるもの
  - (2) 調整対象昇給日の前年の昇給日（平成21年1月1日）以後に採用された教職員で、調整対象昇給日の昇給数が本学教職員給与規程第12条第3項の規定により決定された昇給数（以下「期間割昇給号給数」という。）である教職員であつて、当該期間割昇給号給数と抑制措置（国立大学法人静岡大学教職員給与規程の一部を改正する規程（平成19年4月1日改正）附則第2項の規定による措置をいう。）がないものとした場合の当該調整対象昇給日における期間割昇給号給数とが等しくなるもの
  - (3) 前各号に掲げる教職員に相当するものとして学長が別に定めるもの

#### 附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

#### 附 則

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。  
（平成24年4月1日における号給の調整）
- 2 平成24年4月1日において、第3条第2項第1号から第7号に規定する基本給表の適用を受ける学長が別に定める年齢に満たない教職員（同日においてその職務の級における最高の号給を受けるものを除く。）のうち、当該教職員の平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日の第11条の規定による昇給その他号給の決定の状況（以下「調整考慮事項」という。）を考慮して調整の必要があるものとして学長が別に定める教職員の平成24年4月1日の号給は、この項に規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給（教職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして学長が別に定める教職員にあつては2号給）上位の号給とする。  
（平成25年4月1日における号給の調整）
- 3 平成25年4月1日において、第3条第2項第1号から第7号に規定する基本給表の適用を受ける学長が別に定める年齢に満たない教職員（同日においてその職務の級における最高の号給を受けるものを除く。）のうち、当該教職員の調整考慮事項及び平成24年4月1日における号給の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして学長が別に定める教職員の平成25年4月1日の号給は、この項に規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給（教職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして学長が別に定める教職員にあつては2号給）上位の号給とする。  
（平成26年4月1日における号給の調整）
- 4 平成26年4月1日において、第3条第2項第1号から第7号に規定する基本給表の適



用を受ける学長が別に定める年齢に満たない教職員（同日においてその職務の級における最高の号給を受けるものを除く。）のうち、当該教職員の調整考慮事項及び平成24年4月1日及び平成25年4月1日における号給の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして学長が別に定める教職員の平成26年4月1日の号給は、この項に規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給（教職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして学長が別に定める教職員にあっては2号給）上位の号給とする。

#### 附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

#### 附 則

- この規程は、平成25年10月1日から施行する。
- 施行日の前日に改正前国立大学法人静岡大学教職員給与規程第19条第4項に規定する特別料金等の額の2分の1に相当する額が支給されている教職員のうち、施行日の前日に改正前特別料金等相当額にかかる通勤手当支給細則第8条の3第1項第1号ただし書きに規定する支給単位期間（以下「支給単位期間」という。）が終期に達していない教職員については、支給単位期間のうち終期に達していない期間にかかる改正前国立大学法人静岡大学教職員給与規程第19条第5項、改正前通勤手当支給細則第8条の2第2項及び同条第3項に規定する額を施行日の属する給与支給日に返納の上、改正後国立大学法人静岡大学教職員給与規程第19条第3項第1号又は同条同項第3号に規定する運賃等相当額及び同条第4項に規定する特別料金等の額に相当する額を施行日の属する給与支給日に支給する。

#### 附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

#### 附 則

（施行期日）

- この規程は、平成26年12月24日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

（適用日前の異動者の号給の調整）

- 平成26年4月1日（以下「適用日」という。）前に職務の級を異にして異動した教職員及び別に定めるこれに準ずる教職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内払）

- 改正後の給与規程の規定を適用する場合においては、この規程による改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

（平成27年1月1日における昇給に関する特例）

- 平成27年1月1日における第11条第3項の規定の適用については、同項中「4号給」とあるのは「3号給」と、「3号給」とあるのは「2号給」とし、第12条第1項の号給数については、別表第9にかかわらず、次の表に定める号給数とする。

昇給区分	A	B	C	D	E
55歳未満	7号給	5号給	3号給 (特定教職員 は2号給)	1号給	0
55歳以上	1号給	0	0	0	0

備考

一般職基本給表（二）の適用者は、「55歳未満」を「57歳未満」に、「55歳以上」を「57歳以上」とする。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。  
(切替日前の異動者の号給の調整)
- 2 平成27年4月1日(以下「切替日」という。)前に職務の級を異にして異動した教職員及び別に定めるこれに準ずる教職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。  
(基本給の切替えに伴う経過措置)
- 3 教職員の基本給の切替えに伴う経過措置は、次の各号による。
  - (1) 切替日の前日から引き続き同一の基本給表の適用を受ける教職員で、その者の受ける基本給月額が同日において受けていた基本給月額に達しないこととなるもの(別に定める教職員を除く。)には、平成30年3月31日までの間、基本給月額のほか、その差額に相当する額(国立大学法人静岡大学教職員給与規程の一部を改正する規程(平成22年12月1日施行)附則第2項(国立大学法人静岡大学有期雇用教職員給与規程の一部を改正する規程(平成22年12月1日施行)附則第2項において準用する場合を含む。)の表の基本給表欄に掲げる基本給表の適用を受ける教職員のうち、その職務の級が同項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者(以下この項において「特定職員」という。)にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日)以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額)を基本給として支給する。
  - (2) 切替日の前日から引き続き基本給表の適用を受ける教職員(前項に規定する教職員を除く。)について、前号の規定による基本給を支給される教職員との権衡上必要があると認められるときは、当該教職員には、別に定めるところにより、前号の規定に準じて、基本給を支給する。
  - (3) 切替日以降に新たに基本給表の適用を受けることとなった教職員について、採用の事情等を考慮して前2号の規定による基本給を支給される教職員との権衡上必要があると認められるときは、当該教職員には、別に定めるところにより、前2号の規定に準じて、基本給を支給する。
- 4 前項の規定による基本給を支給される教職員に関する国立大学法人静岡大学教職員給与規程第28条第2項及び第35条並びに期末手当及び勤勉手当支給細則第2条第4項の規定の適用については、「基本給月額」とあるのは「基本給月額と国立大学法人静岡大学教職員給与規程の一部を改正する規程(平成27年4月1日施行)附則第3項の規定による基本給の額との合計額」とする。  
(55歳を超える教職員に対する基本給等の減額支給)
- 5 国立大学法人静岡大学教職員給与規程の一部を改正する規程(平成22年12月1日施行)附則第2項中「当分の間」を「平成30年3月31日までの間」に改める。  
(広域異動手当に関する特例)
- 6 切替日から平成28年3月31日までの間に教職員が事業場を異にして異動した場合における当該教職員に対する当該異動に係る広域異動手当の支給に関する改正後の国立大学法人静岡大学教職員給与規程第17条の2第1項の規定の適用については、同項第1号中「100分の10」とあるのは「100分の8」と、同

項第2号中「100分の5」とあるのは「100分の4」とする。

(広域異動手当に関する経過措置)

- 7 切替日前に教職員が事業場を異にして異動した場合における当該教職員に対する当該異動に係る広域異動手当の支給に関する改正後の国立大学法人静岡大学教職員給与規程第17条の2第1項の規定の適用については、同項第1号中「100分の10」とあるのは「100分の6」と、同項第2号中「100分の5」とあるのは「100分の3」とする。

#### 附 則

この規程は、平成27年4月24日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成28年3月1日から施行する。ただし、第19条の改正規定は平成28年4月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の国立大学法人静岡大学教職員給与規程（以下「改正後の教職員給与規程」という。）第3条別表第1から第7までの規定は、平成27年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の教職員給与規程の規定を適用する場合においては、改正前の国立大学法人静岡大学教職員給与規程の規定に基づいて支給された給与（国立大学法人静岡大学教職員給与規程の一部を改正する規程（平成27年4月1日施行。以下「平成27年教職員給与規程」という。）附則第3項の規定に基づいて支給された基本給を含む。）は、改正後の教職員給与規程の規定による給与（平成27年教職員給与規程附則第3項の規定に基づいて支給された基本給を含む。）の内払とみなす。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成29年3月1日から施行する。ただし、第15条の改正規定は平成29年4月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の国立大学法人静岡大学教職員給与規程（以下「改正後の教職員給与規程」という。）第3条別表第1から第7までの規定は、平成28年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の教職員給与規程の規定を適用する場合においては、改正前の国立大学法人静岡大学教職員給与規程の規定に基づいて支給された給与（国立大学法人静岡大学教職員給与規程の一部を改正する規程（平成27年4月1日施行。以下「平成27年教職員給与規程」という。）附則第3項の規定に基づいて支給された基本給を含む。）は、改正後の教職員給与規程の規定による給与（平成27年教職員給与規程附則第3項の規定に基づいて支給された基本給を含む。）の内払とみなす。

(令和2年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)

- 4 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、改正後の教職員給与規程第15条第1項ただし書きの規定は適用せず、同条第3項の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円（一般職基本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び教育職基本給表（一）の適用を受ける教員でその職務の級が5級以上であるものにあつては、3,500円）、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については10,000円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき8,000円（教職員に配偶者が不在の場合にあつては、そのうち1人については10,000円）、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」と

いう。)については1人につき6,500円(教職員に配偶者及び扶養親族たる子がいない場合にあつては、そのうち1人については9,000円)」とする。

- 5 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、改正後の教職員給与規程第15条第1項ただし書きの規定は適用せず、同条第3項の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「(一般職基本給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び教育職基本給表(一)の適用を受ける教員でその職務の級が5級以上であるものにあつては、3,500円)、前項第2号」とあるのは「、同項第2号」とする。
- 6 平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間は、改正後の教職員給与規程第15条第1項ただし書きの規定は適用せず、同条第3項の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)」と、「が8級」とあるのは「が8级以上」と、「前項第2号」とあるのは「同項第2号」とする。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成30年3月1日から施行し、平成29年4月1日から適用する。ただし、附則第3項の規定は、平成30年4月1日から施行する。

(給与の内払)

- 2 この規程による改正後の国立大学法人静岡大学教職員給与規程(以下「改正後の教職員給与規程」という。)の規定を適用する場合においては、改正前の国立大学法人静岡大学教職員給与規程の規定に基づいて支給された給与(国立大学法人静岡大学教職員給与規程の一部を改正する規程(平成27年3月27日規程第305号。以下「平成27年教職員給与規程」という。)附則第3項の規定に基づいて支給された基本給を含む。)は、改正後の教職員給与規程の規定による給与(平成27年教職員給与規程附則第3項の規定に基づいて支給された基本給を含む。)の内払とみなす。

(平成30年4月1日における号給の調整)

- 3 平成30年4月1日において37歳に満たない教職員(同日においてその職務の級における最高の号給を受けるもの及び特別職基本給表の適用を受ける教職員を除く。)のうち、平成27年1月1日において第11条の規定により昇給した教職員(同日における昇給の号給数の決定の状況を考慮して学長が別に定める教職員を除く。以下「昇給抑制職員」という。)その他昇給抑制職員との権衡上必要があると学長が認める教職員の平成30年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成31年3月1日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 2 この規程による改正後の国立大学法人静岡大学教職員給与規程(以下「改正後の教職員給与規程」という。)の規定を適用する場合においては、改正前の国立大学法人静岡大学教職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の教職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和2年3月1日から施行する。ただし、第18条の改正規定及び附則第4項の規定は令和2年4月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の国立大学法人静岡大学教職員給与規程(以下「改正後の

教職員給与規程」という。) 第3条別表第1から第7までの規定は、平成31年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の教職員給与規程の規定を適用する場合には、改正前の国立大学法人静岡大学教職員給与規程(以下「改正前の教職員給与規程」という。)の規定に基づいて支給された給与は、改正後の教職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

(住居手当に関する経過措置)

- 4 第18条の規定の施行の日(以下この項において「一部施行日」という。)の前日において改正前の教職員給与規程第18条の規定により支給されていた住居手当の月額が二千元を超える教職員であって、一部施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅(貸間を含む。)を借り受け、家賃(使用料を含む。以下この項において同じ。)を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの(別に定める教職員を除く。)に対しては、一部施行日から令和3年3月31日までの間、改正後の教職員給与規程第18条の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額(当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内で別に定める額。第二号において「旧手当額」という。)から二千元を控除した額の住居手当を支給する。
- 一 改正後の教職員給与規程第18条各項のいずれにも該当しないこととなる教職員
- 二 旧手当額から改正後の教職員給与規程第18条第2項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が二千元を超えることとなる教職員
- 5 前項に定めるもののほか、同項の規定による住居手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 令和3年1月1日の昇給については、この規程による改正後の第11条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 令和2年6月1日及び令和2年12月1日を基準日とする勤勉手当については、この規程による改正後の第30条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第1(第3条関係)  
一般職基本給表(一)

H31. 4. 1-

職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
号給	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200	362,900	408,100	458,400	521,700
2	147,200	197,300	233,100	266,000	291,900	321,400	365,500	410,500	461,500	524,600
3	148,400	199,100	234,600	267,800	294,000	323,700	367,900	413,000	464,500	527,700
4	149,500	200,900	236,200	269,900	296,000	325,900	370,500	415,400	467,500	530,800
5	150,600	202,400	237,600	271,600	297,900	328,100	372,400	417,300	470,500	533,900
6	151,700	204,200	239,300	273,400	300,000	330,100	374,900	419,600	473,500	536,200
7	152,800	206,000	240,800	275,200	302,200	332,300	377,200	421,700	476,500	538,700
8	153,900	207,800	242,400	277,200	304,200	334,500	379,700	423,900	479,600	541,100
9	154,900	209,400	243,500	279,200	306,100	336,400	382,100	425,900	482,300	543,500
10	156,300	211,200	245,000	281,200	308,400	338,600	384,800	428,000	485,400	545,300
11	157,600	213,000	246,600	283,100	310,600	340,600	387,400	430,100	488,400	547,100
12	158,900	214,800	247,900	285,000	312,900	342,800	390,100	432,200	491,500	549,000
13	160,100	216,200	249,400	287,000	315,000	344,600	392,500	433,900	494,200	550,700
14	161,600	218,000	250,800	288,900	317,100	346,600	394,800	435,700	496,500	552,100
15	163,100	219,700	252,100	290,800	319,300	348,600	397,000	437,700	498,800	553,400
16	164,700	221,500	253,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700	501,100	554,500
17	165,900	223,200	255,000	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600	503,200	555,800
18	167,400	224,900	256,500	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400	504,600	556,800
19	168,900	226,500	258,200	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200	506,100	557,700
20	170,400	228,100	260,000	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900	507,500	558,600
21	171,700	229,500	261,600	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700	508,700	559,500
22	174,400	231,200	263,300	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200	510,100	
23	177,000	232,800	264,900	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600	511,600	
24	179,600	234,400	266,500	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100	513,100	
25	182,200	235,400	268,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500	514,200	
26	183,900	236,900	270,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800	515,300	
27	185,500	238,300	271,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100	516,500	
28	187,200	239,500	273,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300	517,700	
29	188,700	240,700	275,300	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300	518,700	
30	190,400	241,900	277,000	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000	519,600	
31	192,200	242,900	278,800	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800	520,500	
32	193,900	244,100	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500	521,400	
33	195,500	245,400	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200	522,200	
34	196,900	246,400	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000	523,100	
35	198,400	247,600	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700	523,800	
36	199,900	248,900	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300	524,300	
37	201,200	249,800	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800	525,000	
38	202,500	251,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400	525,600	
39	203,700	252,300	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000	526,400	
40	205,000	253,600	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600	527,000	
41	206,300	255,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100	527,500	
42	207,600	256,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600		
43	208,900	257,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000		
44	210,200	258,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300		
45	211,300	260,000	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600		
46	212,600	261,200	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000			
47	213,900	262,500	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400			
48	215,200	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100			
49	216,300	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600			
50	217,400	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000			
51	218,400	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400			
52	219,500	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800			
53	220,600	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200			
54	221,600	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600			
55	222,500	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000			
56	223,500	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300			

職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
号給	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
57	223,800	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600			
58	224,600	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000			
59	225,400	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300			
60	226,100	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600			
61	226,800	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900			
62	227,800	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100				
63	228,600	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400				
64	229,400	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700				
65	230,100	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000				
66	230,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300				
67	231,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600				
68	232,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900				
69	233,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100				
70	234,000	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400				
71	234,500	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700				
72	235,200	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000				
73	236,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200				
74	236,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500				
75	237,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800				
76	237,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000				
77	238,400	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200				
78	239,100	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500				
79	239,800	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800				
80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000				
81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200				
82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500				
83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800				
84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000				
85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200				
86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300					
87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600					
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800					
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000					
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300					
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600					
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800					
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000					
94		294,900	342,600							
95		295,200	343,100							
96		295,600	343,500							
97		295,800	343,700							
98		296,100	344,100							
99		296,500	344,500							
100		296,900	344,800							
101		297,100	345,100							
102		297,400	345,500							
103		297,800	345,900							
104		298,100	346,300							
105		298,300	346,800							
106		298,600	347,200							
107		299,000	347,600							
108		299,300	348,000							
109		299,500	348,500							
110		299,900	348,900							
111		300,300	349,200							
112		300,600	349,500							
113		300,800	350,000							
114		301,000								
115		301,300								

職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
号給	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
116		301,700								
117		301,900								
118		302,100								
119		302,400								
120		302,700								
121		303,100								
122		303,300								
123		303,600								
124		303,900								
125		304,200								



別表第2(第3条関係)  
一般職基本給表(二)

H31. 4. 1-

職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円
1	132,300	183,600	205,200	251,500	280,000
2	133,200	185,100	206,400	252,700	281,900
3	134,200	186,600	207,800	253,800	283,500
4	135,100	188,000	209,100	254,900	285,200
5	136,100	189,200	210,400	255,800	287,000
6	137,100	190,700	211,800	257,000	288,600
7	138,100	192,100	213,200	258,100	290,200
8	139,100	193,400	214,600	259,300	291,800
9	139,900	194,800	215,900	260,400	293,300
10	140,900	195,800	217,500	261,200	295,100
11	141,900	197,100	219,100	262,400	296,800
12	143,000	198,200	220,500	263,600	298,600
13	143,800	199,400	221,700	264,600	300,000
14	144,800	200,500	223,200	265,600	301,700
15	145,800	201,600	224,700	266,500	303,300
16	146,800	202,700	226,000	267,400	304,800
17	147,900	203,600	226,900	268,400	306,300
18	149,200	204,700	227,600	269,500	307,900
19	150,400	205,700	228,500	270,500	309,500
20	151,600	206,700	229,500	271,300	311,200
21	152,700	207,600	230,300	272,300	312,200
22	153,900	208,700	231,800	273,200	313,600
23	155,100	209,800	233,100	274,200	315,000
24	156,300	210,800	234,200	275,000	316,500
25	157,400	211,700	235,600	275,800	317,600
26	158,900	212,600	236,900	276,900	319,100
27	160,400	213,300	238,200	278,000	320,500
28	161,900	214,200	239,500	279,100	321,900
29	163,300	215,100	240,300	280,000	323,500
30	164,700	216,300	241,500	281,100	324,700
31	166,200	217,300	242,800	282,100	326,000
32	167,700	218,200	243,900	283,100	327,200
33	169,100	218,800	245,000	283,800	328,300
34	170,900	220,000	246,200	284,700	329,200
35	172,700	221,100	247,300	285,600	330,300
36	174,500	222,300	248,500	286,700	331,400
37	176,200	222,800	249,800	287,300	332,500
38	177,900	223,900	250,800	288,200	333,600
39	179,600	225,100	252,100	289,100	334,600
40	181,300	226,100	253,400	290,000	335,600
41	182,800	226,900	254,400	290,600	336,600
42	184,200	228,100	255,600	291,600	337,600
43	185,500	229,100	256,500	292,600	338,600
44	186,900	230,200	257,800	293,500	339,600
45	188,400	231,300	258,600	294,200	340,500
46	189,700	232,200	259,600	295,100	341,500
47	191,100	233,300	260,700	296,000	342,500
48	192,500	234,300	261,600	296,900	343,500
49	193,800	235,300	262,800	297,600	344,400
50	194,900	236,300	263,800	298,200	345,300
51	196,000	237,300	264,900	298,900	346,200
52	197,200	238,300	265,600	299,700	347,000
53	198,300	239,400	266,500	300,300	347,800
54	199,400	240,400	267,600	301,100	348,600
55	200,300	241,100	268,800	301,800	349,400
56	201,400	241,800	270,000	302,500	350,100

職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
57	202,500	242,700	270,800	303,200	350,800
58	203,500	243,600	271,800	303,900	351,600
59	204,500	244,500	272,900	304,700	352,400
60	205,500	245,200	273,900	305,400	353,100
61	206,600	246,000	274,900	306,000	353,800
62	207,500	246,900	276,000	306,700	354,500
63	208,400	247,800	276,800	307,400	355,200
64	209,300	248,700	277,900	308,100	355,900
65	210,000	249,500	278,700	308,600	356,500
66	210,800	250,300	279,500	309,100	357,000
67	211,500	251,100	280,300	309,700	357,500
68	212,300	251,800	281,100	310,300	358,000
69	212,700	252,500	281,700	310,900	358,400
70	213,300	253,100	282,500	311,300	
71	213,600	253,500	283,300	311,800	
72	214,000	253,900	284,000	312,300	
73	214,200	254,100	284,800	312,600	
74	214,600	254,500	285,500	313,100	
75	215,100	255,000	286,300	313,600	
76	215,700	255,500	287,100	314,000	
77	215,900	255,800	287,700	314,200	
78	216,600	256,200	288,200	314,500	
79	217,100	256,700	288,700	314,800	
80	217,600	257,200	289,100	315,100	
81	218,300	257,500	289,500	315,400	
82	218,600	257,800	289,900	315,700	
83	219,200	258,100	290,400	316,000	
84	219,900	258,400	290,900	316,300	
85	220,500	258,600	291,300	316,500	
86	220,900	258,800	291,900	316,900	
87	221,300	259,100	292,500	317,200	
88	222,000	259,400	293,100	317,400	
89	222,500	259,600	293,400	317,600	
90	223,000	259,800	293,900	317,900	
91	223,500	260,200	294,400	318,200	
92	223,900	260,400	294,800	318,500	
93	224,300	260,700	295,200	318,700	
94	224,700	261,100	295,700	319,000	
95	225,100	261,400	296,200	319,300	
96	225,400	261,700	296,700	319,500	
97	225,700	261,900	297,000	319,700	
98	226,200	262,200	297,400	320,000	
99	226,700	262,400	297,900	320,300	
100	227,200	262,700	298,400	320,500	
101	227,600	263,000	298,800	320,700	
102	228,100	263,200	299,200		
103	228,700	263,500	299,500		
104	229,300	263,800	299,800		
105	229,700	264,000	300,100		
106	230,200	264,200	300,500		
107	230,500	264,500	300,900		
108	230,900	264,700	301,300		
109	231,100	265,000	301,600		
110	231,500	265,300	302,000		
111	232,000	265,600	302,400		
112	232,400	265,800	302,700		
113	232,600	266,000	302,900		
114	233,100	266,300	303,200		
115	233,600	266,500	303,500		

職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
116	234,100	266,700	303,700		
117	234,400	267,000	303,900		
118	234,800	267,300	304,200		
119	235,200	267,600	304,500		
120	235,600	267,900	304,700		
121	236,000	268,100	304,900		
122		268,300	305,200		
123		268,600	305,500		
124		268,900	305,700		
125		269,100	305,900		
126		269,300	306,200		
127		269,600	306,500		
128		269,900	306,700		
129		270,100	306,900		
130		270,300	307,200		
131		270,600	307,500		
132		270,900	307,700		
133		271,100	307,900		
134		271,300			
135		271,600			
136		271,900			
137		272,100			

別表第3(第3条関係)  
教育職基本給表(一)

H31. 4. 1-

職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円	円
1	173,500	216,400	277,100	324,300	406,000	534,400
2	175,600	218,700	280,100	327,200	408,300	537,400
3	177,600	220,900	282,900	330,300	410,700	540,500
4	179,600	223,100	285,700	333,300	413,200	543,600
5	181,500	225,200	288,500	336,500	415,300	546,600
6	184,000	227,300	291,000	339,100	417,800	549,000
7	186,500	229,500	293,200	341,700	420,000	551,500
8	189,000	231,600	295,600	344,400	422,500	553,900
9	191,600	233,900	298,200	347,400	424,200	556,200
10	194,400	236,300	300,700	350,300	426,700	558,000
11	197,100	238,700	303,100	353,400	429,000	559,900
12	199,800	241,100	305,700	356,700	431,300	561,800
13	202,300	243,200	308,000	359,500	432,700	563,500
14	204,200	245,600	310,000	361,400	434,900	564,900
15	206,000	248,000	312,100	363,600	437,100	566,200
16	208,000	250,400	313,800	366,100	439,400	567,400
17	210,000	252,400	316,000	368,300	441,500	568,700
18	211,700	255,500	318,100	370,500	443,900	569,500
19	213,500	258,600	320,100	372,600	446,200	570,200
20	215,200	261,700	322,100	374,500	448,600	570,900
21	217,100	264,600	324,100	376,500	450,700	571,700
22	219,000	267,600	326,500	378,400	453,000	
23	220,900	270,500	329,100	380,400	455,400	
24	222,800	273,400	331,900	382,100	457,700	
25	224,600	276,200	333,900	383,500	459,700	
26	226,700	278,800	335,900	385,300	461,900	
27	228,800	281,300	338,000	387,100	464,000	
28	230,900	284,000	340,400	389,000	466,200	
29	232,700	286,800	342,800	390,900	468,300	
30	234,900	289,200	344,900	392,600	470,600	
31	237,200	291,400	346,800	394,300	472,800	
32	239,500	293,800	348,600	396,000	474,900	
33	241,700	296,000	350,600	397,600	476,800	
34	243,500	298,200	352,700	399,400	478,900	
35	245,200	300,700	354,800	400,900	481,200	
36	246,900	302,900	356,800	402,700	483,400	
37	248,600	305,400	358,400	403,800	485,500	
38	250,200	307,000	360,400	405,400	487,500	
39	251,700	308,700	362,500	406,900	489,400	
40	253,400	310,400	364,400	408,400	491,300	
41	255,200	312,300	366,300	409,300	493,300	
42	256,900	312,800	368,200	410,900	495,200	
43	258,300	313,700	370,000	412,400	496,900	
44	259,900	314,600	371,800	414,000	498,800	
45	260,800	315,500	373,600	415,300	500,700	
46	262,300	316,500	375,400	416,900	502,500	
47	263,900	317,300	376,900	418,300	504,300	
48	265,200	318,300	378,700	419,900	506,200	
49	266,700	319,200	380,200	421,300	507,900	
50	267,400	320,100	381,800	422,600	509,600	
51	268,100	320,900	383,400	423,900	511,400	
52	269,000	321,700	385,100	425,200	513,300	
53	269,800	322,900	386,200	425,900	514,900	
54	270,500	323,700	387,700	426,900	516,500	
55	271,300	324,500	389,100	427,800	518,200	

職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
号給	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
56	272,100	325,300	390,700	428,700	519,800	
57	272,700	326,000	392,000	429,600	521,400	
58	273,800	327,100	393,400	430,500	522,700	
59	274,700	328,200	394,700	431,400	524,000	
60	275,700	329,200	396,200	432,300	525,200	
61	276,800	330,200	397,500	433,200	526,400	
62	277,700	331,200	398,900	434,100	527,400	
63	278,500	332,300	400,400	435,100	528,400	
64	279,300	333,400	401,900	436,200	529,400	
65	280,300	334,100	402,900	437,100	530,000	
66	281,000	335,200	404,000	438,100	530,900	
67	282,000	335,900	405,000	439,100	531,800	
68	282,900	337,000	406,100	440,000	532,700	
69	283,700	337,600	407,100	441,000	533,600	
70	284,800	338,700	408,000	442,000	534,400	
71	285,800	339,600	408,800	442,900	535,100	
72	286,900	340,700	409,600	443,900	535,600	
73	287,800	341,000	410,400	444,900	536,300	
74	288,900	342,000	411,300	445,800	536,800	
75	289,900	343,000	412,100	446,700	537,600	
76	291,000	344,000	412,900	447,700	538,200	
77	291,500	345,000	413,600	448,500	538,700	
78	292,500	346,000	414,100	449,000	539,300	
79	293,400	346,900	414,500	449,700	539,900	
80	294,300	347,800	414,900	450,300	540,500	
81	295,200	348,800	415,200	451,100	541,100	
82	296,100	349,800	415,600	451,800		
83	297,000	350,800	415,900	452,100		
84	297,800	351,800	416,300	452,700		
85	298,100	352,400	416,600	453,100		
86	298,900	353,000	417,000	453,500		
87	299,700	353,600	417,400	453,900		
88	300,600	354,200	417,800	454,200		
89	301,500	354,800	418,100	454,500		
90	302,100	355,200	418,500	454,800		
91	302,800	355,600	418,900	455,300		
92	303,400	356,100	419,200	455,600		
93	304,000	356,600	419,500	455,900		
94	304,700	357,000	419,900	456,200		
95	305,400	357,500	420,200	456,500		
96	306,100	358,000	420,500	456,800		
97	306,300	358,600	420,800	457,100		
98	306,800	359,100	421,200	457,600		
99	307,300	359,500	421,500	457,900		
100	307,800	360,000	421,800	458,200		
101	308,100	360,400	422,100	458,500		
102	308,500	360,900	422,500			
103	308,800	361,200	422,800			
104	309,400	361,700	423,100			
105	309,800	362,200	423,400			
106	310,200	362,600	423,800			
107	310,500	363,100	424,100			
108	310,900	363,600	424,400			
109	311,100	364,000	424,700			
110	311,500	364,500	425,000			
111	311,900	365,000	425,300			
112	312,300	365,400	425,600			
113	312,600	365,800	425,900			
114	313,000	366,200	426,200			
115	313,300	366,700	426,500			

職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
号給	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
116	313,600	367,100	426,800			
117	313,900	367,500	427,000			
118	314,300	367,900				
119	314,700	368,400				
120	315,100	368,800				
121	315,300	369,100				
122	315,500	369,500				
123	315,800	370,000				
124	316,100	370,300				
125	316,400	370,700				
126	316,600	371,200				
127	316,900	371,700				
128	317,300	372,100				
129	317,600	372,500				
130	317,900	373,000				
131	318,300	373,500				
132	318,500	374,000				
133	318,700	374,500				
134	319,000	375,000				
135	319,300	375,500				
136	319,500	376,000				
137	319,800	376,500				
138	320,000	377,000				
139	320,300	377,500				
140	320,600	378,000				
141	320,900	378,500				
142	321,300					
143	321,700					
144	322,100					
145	322,300					
146	322,700					
147	323,000					
148	323,400					
149	323,600					
150	324,000					
151	324,300					
152	324,700					
153	324,900					
154	325,300					
155	325,700					
156	326,100					
157	326,300					

別表第4(第3条関係)  
教育職基本給表(二)

H31. 4. 1-

職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級
	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円
1	160,000	204,000	331,200	416,600
2	161,500	205,700	333,400	418,600
3	163,000	207,300	335,500	420,600
4	164,500	209,000	337,500	422,400
5	166,100	210,800	339,700	423,900
6	168,000	212,500	341,600	425,600
7	169,800	214,300	343,800	427,500
8	171,600	216,000	345,900	429,400
9	173,300	217,600	347,600	430,900
10	175,400	219,500	349,700	432,800
11	177,400	221,400	351,800	434,700
12	179,400	223,300	353,900	436,500
13	181,300	224,800	355,900	438,200
14	183,600	226,800	358,000	440,000
15	185,900	228,800	360,100	441,700
16	188,200	230,800	362,200	443,500
17	190,200	232,500	363,800	445,300
18	192,800	235,300	365,700	447,200
19	195,300	238,100	367,500	449,100
20	197,800	240,900	369,500	451,000
21	200,200	243,300	370,800	452,600
22	201,900	246,100	372,700	454,300
23	203,600	248,700	374,500	456,200
24	205,300	251,400	376,400	457,900
25	206,800	253,900	377,800	459,600
26	208,300	256,300	379,600	461,200
27	210,000	258,800	381,400	462,800
28	211,600	261,100	383,300	464,300
29	213,200	263,600	385,100	465,700
30	214,900	266,000	387,000	467,000
31	216,600	268,200	388,900	468,300
32	218,300	270,400	390,900	469,600
33	219,700	272,400	392,800	470,700
34	221,500	274,700	394,400	471,400
35	223,300	277,000	395,900	472,100
36	225,100	279,000	397,600	472,800
37	226,600	281,200	399,000	473,400
38	228,400	283,100	400,500	
39	230,200	285,000	401,900	
40	232,000	287,000	403,200	
41	233,600	288,800	404,600	
42	235,300	291,100	406,000	
43	236,900	293,400	407,400	
44	238,500	295,900	408,900	
45	239,900	297,900	410,300	
46	241,200	300,300	411,800	
47	242,500	302,500	413,300	
48	243,700	305,100	414,900	
49	245,200	307,500	416,400	
50	246,700	309,900	418,100	
51	247,900	312,200	419,800	
52	249,400	314,400	421,400	
53	250,500	316,500	422,800	
54	251,700	318,500	424,400	
55	253,100	320,500	426,000	
56	254,100	322,500	427,600	

職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級
	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
57	255,300	324,300	429,200	
58	256,300	326,400	430,700	
59	257,400	328,500	431,900	
60	258,600	330,500	433,100	
61	260,000	332,500	434,200	
62	261,000	334,600	435,600	
63	262,400	336,800	437,100	
64	263,500	339,000	438,400	
65	264,800	340,700	439,400	
66	266,200	342,900	440,700	
67	267,600	344,900	441,900	
68	269,200	347,100	443,100	
69	270,600	348,900	444,100	
70	271,800	350,800	445,300	
71	273,000	352,800	446,500	
72	274,200	354,800	447,700	
73	275,500	356,500	448,900	
74	276,700	358,400	449,400	
75	278,000	360,200	449,800	
76	279,000	362,100	450,200	
77	280,200	363,900	450,900	
78	281,500	365,600		
79	282,800	367,300		
80	284,100	368,900		
81	285,000	370,300		
82	286,300	371,900		
83	287,600	373,500		
84	288,900	375,000		
85	289,600	376,100		
86	290,800	377,500		
87	291,800	378,900		
88	293,000	380,200		
89	294,000	381,400		
90	295,100	382,700		
91	296,300	383,900		
92	297,500	385,200		
93	298,100	386,200		
94	299,000	387,500		
95	300,000	388,900		
96	301,100	390,200		
97	302,300	391,500		
98	303,400	392,500		
99	304,400	393,600		
100	305,500	394,600		
101	306,400	395,300		
102	307,500	396,300		
103	308,600	397,400		
104	309,600	398,500		
105	310,200	399,500		
106	311,000	400,300		
107	311,800	401,100		
108	312,500	401,900		
109	313,500	402,700		
110	313,700	403,600		
111	314,200	404,400		
112	314,800	405,200		
113	315,400	406,100		
114	315,900	406,800		
115	316,500	407,500		



職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級
	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
116	317,100	408,200		
117	317,500	408,600		
118	318,000	409,200		
119	318,400	409,700		
120	318,900	410,200		
121	319,200	410,500		
122	319,800	410,800		
123	320,400	411,100		
124	321,000	411,300		
125	321,400	411,500		
126	321,700	411,800		
127	322,000	412,100		
128	322,200	412,300		
129	322,400	412,500		
130	322,700	412,800		
131	323,000	413,100		
132	323,300	413,300		
133	323,500	413,500		
134	323,700	413,800		
135	323,900	414,100		
136	324,300	414,300		
137	324,500	414,500		
138	324,700	414,800		
139	325,000	415,100		
140	325,300	415,300		
141	325,500	415,500		
142	325,700	415,800		
143	326,000	416,100		
144	326,200	416,300		
145	326,500	416,500		
146	326,700			
147	326,900			
148	327,100			
149	327,500			
150	327,700			
151	327,900			
152	328,200			
153	328,500			

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である者の基本給月額は、この表の額に7,700円を加算した額とする。

別表第5(第3条関係)  
教育職基本給表(三)

H31. 4. 1-

職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級
	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円
1	160,000	175,800	293,000	406,700
2	161,500	177,900	295,600	408,300
3	163,000	180,000	298,500	409,900
4	164,500	182,200	300,900	411,500
5	166,100	184,200	303,400	412,600
6	168,000	186,500	305,700	414,000
7	169,800	188,800	308,000	415,500
8	171,600	191,100	310,400	417,100
9	173,300	193,100	312,800	418,400
10	175,400	195,900	315,200	419,900
11	177,400	198,600	317,900	421,400
12	179,400	201,300	320,800	422,800
13	181,300	204,000	323,200	424,300
14	183,600	205,700	325,100	425,600
15	185,900	207,300	327,000	426,900
16	188,200	209,000	329,100	428,200
17	190,200	210,800	331,200	429,500
18	192,800	212,500	333,400	430,800
19	195,300	214,300	335,500	432,000
20	197,800	216,000	337,500	433,300
21	200,200	217,600	339,700	434,400
22	201,900	219,500	341,600	435,600
23	203,600	221,400	343,800	437,000
24	205,300	223,300	345,900	438,300
25	206,800	224,800	347,600	439,600
26	208,300	226,800	349,400	440,800
27	210,000	228,800	351,300	441,800
28	211,600	230,800	353,200	442,900
29	213,100	232,500	355,000	443,900
30	214,800	235,300	356,800	444,700
31	216,500	238,100	358,500	445,500
32	218,200	240,900	360,400	446,400
33	219,500	243,300	361,700	447,300
34	221,200	246,100	363,400	447,800
35	222,900	248,700	364,900	448,300
36	224,600	251,400	366,700	448,800
37	226,000	253,900	368,500	449,300
38	227,700	256,300	370,100	
39	229,400	258,800	371,500	
40	231,100	261,100	373,200	
41	232,600	263,600	374,100	
42	234,300	266,000	375,500	
43	235,900	268,200	376,900	
44	237,500	270,400	378,400	
45	239,200	272,400	379,700	
46	240,700	274,700	381,400	
47	242,000	277,000	383,100	
48	243,400	279,000	384,700	
49	244,600	281,200	386,100	
50	246,000	283,100	387,600	
51	247,400	285,000	389,100	
52	248,600	287,000	390,500	
53	249,700	288,800	391,400	
54	251,100	291,100	392,800	
55	252,300	293,400	394,100	
56	253,300	295,900	395,100	

職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級
	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
57	254,500	297,900	396,200	
58	255,700	300,300	397,300	
59	256,800	302,500	398,400	
60	258,000	305,100	399,700	
61	259,300	307,500	400,800	
62	260,100	309,900	402,000	
63	261,300	312,200	403,400	
64	262,200	314,400	404,700	
65	263,300	316,500	406,100	
66	264,700	318,500	407,300	
67	265,800	320,500	408,500	
68	267,100	322,500	409,600	
69	268,700	324,300	410,600	
70	270,200	326,400	411,700	
71	271,500	328,500	412,800	
72	272,900	330,500	413,900	
73	273,900	332,400	414,800	
74	274,900	334,500	415,600	
75	276,100	336,700	416,300	
76	277,100	338,900	416,800	
77	278,300	340,700	417,100	
78	279,400	342,600	417,600	
79	280,600	344,300	418,100	
80	281,800	346,100	418,600	
81	282,900	347,900	418,800	
82	283,800	349,800	419,100	
83	285,000	351,300	419,500	
84	286,200	353,200	419,700	
85	287,100	354,400	420,000	
86	288,000	356,000	420,400	
87	288,700	357,500	420,800	
88	289,700	359,000	421,100	
89	290,700	360,300	421,500	
90	291,600	361,600	421,800	
91	292,500	363,000	422,100	
92	293,300	364,400	422,300	
93	293,600	365,900	422,500	
94	294,300	367,200		
95	295,000	368,500		
96	295,800	369,700		
97	296,600	370,500		
98	297,400	371,600		
99	298,200	372,700		
100	298,900	373,800		
101	299,800	374,400		
102	300,300	375,300		
103	300,800	376,200		
104	301,300	377,100		
105	301,500	378,000		
106	301,800	379,000		
107	302,100	379,900		
108	302,300	380,900		
109	302,500	381,900		
110	302,700	382,800		
111	302,900	383,700		
112	303,200	384,600		
113	303,500	385,300		
114	303,700	386,300		
115	304,000	387,300		

職務 の級	1級	2級	3級	4級
号給	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
116	304,300	388,300		
117	304,700	389,100		
118	305,000	389,700		
119	305,300	390,400		
120	305,600	391,100		
121	305,800	391,700		
122	306,000	392,500		
123	306,200	393,200		
124	306,500	393,900		
125	306,800	394,400		
126		395,200		
127		395,800		
128		396,500		
129		397,200		
130		397,700		
131		398,100		
132		398,500		
133		399,000		
134		399,300		
135		399,600		
136		399,900		
137		400,200		
138		400,500		
139		400,800		
140		401,100		
141		401,400		
142		401,700		
143		402,000		
144		402,300		
145		402,500		
146		402,800		
147		403,100		
148		403,300		
149		403,500		
150		403,800		
151		404,100		
152		404,300		
153		404,500		
154		404,800		
155		405,100		
156		405,300		
157		405,500		

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である者の基本給月額は、この表の額に7,500円を加算した額とする。

別表第6(第3条関係)  
医療職基本給表(一)

H31. 4. 1-

職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
号給	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	151,000	188,400	223,600	249,600	281,000	327,000	371,100	437,200
2	152,400	190,000	225,200	250,800	282,900	329,000	373,800	439,800
3	153,800	191,600	226,800	252,000	285,000	331,200	376,400	442,300
4	155,200	193,200	228,400	253,400	287,000	333,400	379,100	444,900
5	156,400	194,700	229,800	254,600	289,100	335,200	381,500	447,300
6	158,200	196,200	231,400	255,800	291,200	337,400	384,200	449,800
7	159,900	197,800	232,900	257,000	293,100	339,400	386,800	452,300
8	161,500	199,300	234,500	258,000	295,100	341,600	389,500	454,800
9	163,100	200,900	235,600	259,300	297,100	343,400	391,600	457,200
10	164,800	202,600	237,100	260,100	299,100	345,500	393,900	459,600
11	166,400	204,200	238,500	261,100	301,100	347,600	396,100	462,200
12	168,200	205,900	239,700	262,100	303,100	349,700	398,300	464,600
13	169,700	207,300	241,300	263,400	305,100	351,200	400,400	467,100
14	171,600	208,900	242,700	264,600	307,000	353,200	402,400	468,600
15	173,600	210,500	243,900	266,200	309,100	355,100	404,400	469,900
16	175,500	212,100	245,300	267,600	311,100	357,100	406,500	471,200
17	177,400	213,500	246,100	269,100	313,100	358,900	408,300	472,400
18	179,200	215,100	247,300	270,800	315,100	360,900	410,300	473,700
19	181,000	216,800	248,500	272,500	317,200	362,900	412,200	475,000
20	182,900	218,500	249,600	274,200	319,300	364,900	414,300	476,300
21	184,700	219,800	251,000	276,000	321,100	366,700	416,100	477,500
22	186,200	221,300	251,900	277,700	323,100	368,700	417,700	478,900
23	187,700	222,700	252,900	279,400	324,900	370,800	419,300	480,300
24	189,200	224,200	254,000	281,000	326,900	372,900	420,800	481,500
25	190,800	225,600	255,200	282,800	328,600	374,300	422,300	482,900
26	192,100	227,000	256,400	284,500	330,500	376,100	423,600	484,200
27	193,600	228,300	257,800	286,300	332,500	377,900	424,900	485,600
28	195,000	229,600	259,300	287,900	334,500	379,600	426,200	487,000
29	196,500	230,900	260,700	289,600	335,800	381,400	427,500	488,400
30	197,700	232,300	262,300	291,400	337,600	382,900	428,700	489,500
31	199,000	233,800	263,900	293,200	339,300	384,500	429,900	490,600
32	200,300	235,200	265,400	295,100	341,100	386,200	431,000	491,700
33	201,700	236,200	266,800	296,800	342,800	387,500	432,200	492,800
34	203,100	237,500	268,500	298,500	344,600	388,800	433,400	493,700
35	204,400	238,500	270,100	300,300	346,500	390,100	434,600	494,600
36	205,800	239,700	271,700	302,100	348,300	391,300	435,800	495,500
37	206,900	241,000	273,200	303,400	350,100	392,400	437,100	496,500
38	208,200	242,300	274,700	305,100	351,800	393,600	437,900	
39	209,500	243,400	276,300	306,600	353,400	394,700	438,300	
40	210,800	244,700	277,700	308,200	355,100	395,800	439,000	
41	211,900	246,000	279,200	309,900	356,300	396,600	439,500	
42	213,100	247,000	280,800	311,600	357,400	397,400	439,900	
43	214,300	248,200	282,500	313,200	358,600	398,200	440,300	
44	215,500	249,300	284,200	314,900	359,800	399,000	440,700	
45	216,700	250,400	285,700	315,800	361,000	399,400	441,100	
46	217,800	251,700	287,400	317,200	361,800	400,000	441,500	
47	218,800	253,000	289,100	318,700	363,000	400,500	441,900	
48	219,900	254,200	290,700	320,300	364,100	400,900	442,200	
49	220,900	255,800	291,900	321,700	365,100	401,300	442,500	
50	221,900	257,200	293,500	323,000	366,100	401,600	442,900	
51	222,800	258,400	294,800	324,200	367,100	401,900	443,200	
52	223,800	259,600	296,400	325,500	368,100	402,200	443,500	
53	224,100	260,700	297,700	326,600	368,900	402,500	443,800	
54	224,900	262,000	299,200	327,600	369,700	402,800		
55	225,600	263,300	300,600	328,700	370,600	403,100		
56	226,400	264,400	302,100	329,700	371,500	403,400		

職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
号給	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
57	227,100	265,200	303,100	330,200	372,000	403,700		
58	228,000	266,500	304,300	331,100	372,800	404,000		
59	228,700	267,800	305,500	331,900	373,600	404,300		
60	229,400	269,100	306,900	332,800	374,400	404,700		
61	230,300	270,000	308,200	333,600	374,800	404,900		
62	231,000	271,200	309,400	333,900	375,500	405,200		
63	231,900	272,500	310,700	334,500	376,200	405,500		
64	232,900	273,800	311,900	335,200	376,900	405,800		
65	233,500	274,600	313,300	335,800	377,300	406,000		
66	234,200	275,700	314,100	336,500	377,900			
67	234,900	276,600	314,900	337,200	378,600			
68	235,600	277,700	315,700	337,900	379,200			
69	236,300	278,700	316,300	338,600	379,600			
70	236,900	279,700	317,000	339,100	380,100			
71	237,500	280,800	317,700	339,700	380,600			
72	238,000	281,900	318,300	340,300	381,100			
73	238,700	282,500	319,000	340,600	381,700			
74	239,400	283,200	319,200	341,200	382,200			
75	240,100	283,700	319,800	341,700	382,800			
76	240,600	284,500	320,400	342,300	383,400			
77	241,000	285,300	321,000	342,800	383,900			
78	241,600	285,900	321,500	343,300	384,400			
79	242,200	286,500	322,000	343,800	384,900			
80	242,800	287,100	322,500	344,200	385,400			
81	243,100	287,800	323,100	344,500	385,700			
82	243,500	288,300	323,600	344,800	386,200			
83	243,900	288,700	324,000	345,200	386,600			
84	244,200	289,100	324,500	345,500	387,000			
85	244,500	289,300	325,000	346,000	387,400			
86		289,500	325,400	346,300				
87		289,700	325,600	346,600				
88		289,900	326,000	346,900				
89		290,300	326,400	347,300				
90		290,500	326,800	347,600				
91		290,700	327,200	348,000				
92		290,900	327,600	348,300				
93		291,300	327,900	348,700				
94		291,500	328,100	349,000				
95		291,700	328,500	349,300				
96		292,000	328,800	349,600				
97		292,400	329,000	349,900				
98		292,700	329,300	350,300				
99		292,900	329,600	350,700				
100		293,200	329,900	351,100				
101		293,500	330,100	351,600				
102		293,700	330,400	352,000				
103		293,900	330,800	352,400				
104		294,200	331,000	352,800				
105		294,500	331,200	353,300				
106			331,400					
107			331,800					
108			332,000					
109			332,200					
110			332,600					
111			333,000					
112			333,400					
113			333,600					

別表第7(第3条関係)  
医療職基本給表(二)

H31. 4. 1-

職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	165,300	192,400	240,200	262,700	287,100	330,100	374,100
2	166,700	194,500	242,000	263,700	288,800	332,200	376,700
3	168,200	196,600	243,800	264,600	290,400	334,200	379,400
4	169,600	198,600	245,600	265,700	292,200	336,400	382,000
5	171,000	200,700	247,000	266,200	293,900	338,400	384,200
6	172,500	203,000	248,300	267,200	295,700	340,500	386,600
7	174,000	205,300	249,400	268,000	297,400	342,600	388,900
8	175,500	207,500	250,700	268,900	299,100	344,700	391,200
9	176,700	209,800	251,700	270,000	301,000	346,200	393,200
10	178,400	211,200	252,700	270,700	302,700	348,200	395,300
11	180,000	212,600	253,600	271,800	304,400	350,100	397,500
12	181,500	213,800	254,500	273,000	306,100	352,100	399,800
13	182,900	215,200	255,700	274,300	307,600	354,000	401,700
14	184,900	216,600	256,800	275,400	309,200	356,100	403,700
15	186,900	218,100	257,600	276,600	311,000	358,200	405,900
16	188,900	219,300	258,600	278,000	312,800	360,200	408,100
17	191,000	220,700	259,100	279,300	314,500	362,200	410,100
18	193,100	222,200	260,000	280,600	316,100	364,200	412,300
19	195,200	223,700	261,000	281,600	317,800	366,300	414,500
20	197,300	225,200	261,800	282,800	319,500	368,400	416,600
21	199,300	226,300	262,700	284,400	320,900	370,100	418,500
22	201,500	228,000	263,600	286,000	322,400	372,200	420,400
23	203,700	229,700	264,500	287,300	323,900	374,300	422,200
24	205,900	231,400	265,500	288,600	325,400	376,300	424,100
25	207,800	232,700	266,700	289,900	326,800	378,300	425,800
26	209,100	234,400	267,600	291,500	328,200	379,900	427,400
27	210,300	236,100	268,800	293,200	329,700	381,800	429,100
28	211,600	237,800	270,000	294,700	331,300	383,700	430,700
29	212,800	239,400	271,200	296,000	332,400	385,500	432,000
30	213,900	240,800	272,600	297,600	333,900	387,200	433,300
31	215,200	242,100	274,100	299,200	335,300	389,100	434,900
32	216,400	243,200	275,400	300,900	336,800	390,900	436,400
33	217,700	244,400	277,000	302,300	338,400	392,600	438,100
34	219,000	245,500	278,400	303,800	339,900	394,300	439,700
35	220,300	246,400	279,600	305,400	341,500	396,100	441,100
36	221,600	247,500	280,800	307,000	343,000	397,800	442,500
37	222,700	248,400	282,400	308,300	344,700	399,400	443,600
38	224,100	249,500	283,600	309,700	346,300	401,100	444,900
39	225,400	250,400	285,000	311,100	347,800	402,900	446,200
40	226,800	251,500	286,200	312,700	349,400	404,700	447,600
41	227,700	251,900	287,500	314,200	350,600	406,200	448,600
42	229,100	252,800	289,000	315,600	352,100	407,700	449,300
43	230,500	253,700	290,500	317,000	353,600	409,200	450,100
44	231,900	254,400	292,100	318,500	355,000	410,500	450,700
45	233,100	255,200	293,400	319,300	356,600	411,600	451,600
46	234,500	256,100	294,800	320,700	357,600	412,700	452,300
47	235,800	257,000	296,300	322,100	359,100	413,800	453,100
48	237,100	258,000	297,800	323,600	360,400	415,000	453,900
49	238,100	259,000	298,900	324,700	361,800	416,300	454,600
50	239,200	260,000	300,200	326,100	363,200	417,400	455,300
51	240,200	261,200	301,400	327,400	364,500	418,600	456,000
52	241,300	262,400	302,800	328,700	365,900	419,700	456,800
53	242,200	263,500	304,200	330,100	367,400	420,900	457,600
54	243,300	264,900	305,500	331,500	368,600	421,900	458,400
55	244,200	266,200	306,900	332,900	369,700	423,000	459,100

職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
56	245,200	267,500	308,300	334,200	370,900	424,100	459,800
57	245,900	269,000	309,100	335,100	372,000	425,200	460,600
58	246,900	270,500	310,300	336,400	372,900	425,700	
59	247,600	271,900	311,500	337,600	373,900	426,300	
60	248,400	273,300	312,900	338,900	374,900	426,700	
61	249,200	274,700	314,000	340,000	375,500	427,300	
62	250,200	276,000	315,300	340,900	376,300	427,800	
63	251,000	277,400	316,600	342,100	377,100	428,200	
64	252,000	278,500	317,800	343,400	377,900	428,700	
65	252,900	279,900	319,100	344,500	378,600	429,300	
66	253,700	281,400	320,400	345,700	379,300	429,700	
67	254,800	282,900	321,700	346,900	380,100	430,000	
68	255,700	284,400	323,000	348,000	380,800	430,300	
69	256,500	285,500	323,700	349,000	381,400	430,700	
70	257,500	287,000	324,800	350,000	382,000		
71	258,400	288,500	325,900	351,100	382,700		
72	259,400	289,900	326,800	352,200	383,300		
73	260,800	290,900	328,100	353,000	384,000		
74	262,100	292,300	328,800	354,100	384,500		
75	263,200	293,500	329,900	355,200	385,100		
76	264,300	294,800	331,100	356,300	385,600		
77	265,300	296,200	332,200	357,000	386,000		
78	266,300	297,500	333,400	357,800	386,600		
79	267,500	298,700	334,500	358,600	387,100		
80	268,500	300,000	335,700	359,300	387,400		
81	269,400	300,500	336,800	359,900	387,700		
82	270,400	301,700	337,900	360,400	388,200		
83	271,500	302,800	338,900	361,000	388,600		
84	272,600	304,000	340,000	361,500	388,900		
85	273,400	305,100	340,900	362,100	389,200		
86	274,300	306,300	341,900	362,600	389,700		
87	275,400	307,500	342,800	363,200	390,200		
88	276,500	308,600	343,800	363,700	390,600		
89	277,300	309,900	344,800	364,100	390,900		
90	278,200	311,100	345,600	364,500	391,300		
91	279,000	312,300	346,400	365,100	391,800		
92	280,000	313,500	347,200	365,600	392,200		
93	280,900	314,300	347,800	365,900	392,600		
94	281,900	315,000	348,400	366,400			
95	282,800	315,700	349,100	366,800			
96	283,800	316,300	349,700	367,100			
97	284,400	317,000	350,100	367,700			
98	285,200	317,300	350,500	368,200			
99	285,800	317,900	351,000	368,700			
100	286,700	318,600	351,400	369,200			
101	287,500	319,000	351,900	369,800			
102	288,300	319,600	352,300	370,300			
103	289,100	320,200	352,800	370,800			
104	289,900	320,800	353,200	371,200			
105	290,600	321,200	353,500	371,800			
106	291,100	321,700	354,000	372,300			
107	291,600	322,200	354,400	372,800			
108	292,100	322,700	354,700	373,300			
109	292,300	323,100	355,200	373,900			
110	292,600	323,500	355,700	374,300			
111	292,800	323,800	356,200	374,800			
112	293,200	324,100	356,700	375,300			
113	293,500	324,500	357,200	375,900			
114	293,700	324,900	357,700				
115	294,100	325,300	358,200				



職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
号給	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
116	294,400	325,600	358,600				
117	294,700	325,800	359,000				
118	295,000	326,100	359,400				
119	295,300	326,500	359,900				
120	295,700	326,700	360,400				
121	296,000	326,900	360,800				
122	296,400	327,200	361,300				
123	296,700	327,500	361,800				
124	297,100	327,800	362,300				
125	297,300	328,000	362,600				
126	297,500	328,300					
127	297,800	328,700					
128	298,200	328,900					
129	298,400	329,100					
130	298,700	329,300					
131	299,100	329,700					
132	299,500	329,900					
133	299,700	330,200					
134	300,000	330,600					
135	300,400	331,000					
136	300,700	331,400					
137	300,900	331,700					
138	301,200	332,100					
139	301,600	332,500					
140	301,900	332,900					
141	302,100	333,200					
142	302,500	333,600					
143	302,900	333,900					
144	303,200	334,300					
145	303,400	334,600					
146	303,600	335,000					
147	303,900	335,400					
148	304,300	335,800					
149	304,500	336,100					
150	304,700	336,500					
151	305,000	336,900					
152	305,300	337,300					
153	305,700	337,600					
154	305,900						
155	306,100						
156	306,400						
157	306,700						
158	307,000						
159	307,300						
160	307,600						
161	308,000						
162	308,300						
163	308,600						
164	308,900						
165	309,300						
166	309,600						
167	309,900						
168	310,200						
169	310,600						

別表第8(第3条関係)  
特別職基本給表

H27. 4. 1-

号給	基本給月額
	円
1	570,000
2	630,000
3	700,000
4	760,000
5	810,000
6	890,000
7	960,000
8	1,030,000
9	1,100,000
10	1,170,000

別表第9(第12条関係)

教職員昇給号給数

昇給区分	A	B	C	D	E
55歳未満	8号給	6号給	4号給 (特定教職員は3号給)	2号給	0
55歳以上	2号給	1号給	0	0	0

備 考

一般職基本給表(二)の適用者は、「55歳未満」を「57歳未満」に、「55歳以上」を「57歳以上」とする。